

# 広島市開発登録簿調書

登録番号	9
------	---

	番号	年月日	内	容		
当 初 許 可	開発許可	番号 広島市指令指宅 第 120 号	年月日 平成 21 年 11 月 20 日	変 更 許 可		
	開発許可を 受けた者	住所	広島市東区東陽四丁目7番10号 広島市東区東陽四丁目7番10号			
		氏名	堂々工キ益 堂々 乙3 珠			
	工事施行者	住所	広島市佐伯区三宅一丁目1-49			
		氏名	門田建設工業有限会社代表取締役 門田 隆雄			
	許可に基づく地位の承継	承継または受	承継した者			承継の理由
		承継した者	住所			氏名
		工事施行者	住所			氏名
		承継の原因等				
	開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称および地番	広島市東区馬不五丁目169番10-部, 1700番1			
開発面積		1,502.58 m <sup>2</sup>				
予定建築物の用途		店舗				
宅地区画および戸数		1戸				
区域および地域等		(市街化区域)・市街化調整区域 第一種住居地域				
法第41条第1項の制限の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建ぺい率</li> <li>◦ 高さの限度</li> <li>◦ 容積率</li> <li>◦ 壁面の位置</li> </ul> (別紙土地利用計画図のとおり)					
予定工期	着手	許可の日から10日以内 平成 年 月 日				
	完了	着手の日から30日以内 平成 年 月 日				
工事完了	検査	広指宅 第 4 号 平成 22 年 1 月 8 日				
	公告	広島市告示第 60 号 平成 22 年 1 月 8 日				
	備考					